

介護医療院整備事業者 募集要項

令和6年11月

大阪市福祉局

事務局	：	高齢者施策部高齢施設課
住所	：	〒541-0055 大阪府中央区船場中央3-1-7-331 (船場センタービル7号館3階)
電話	：	06-6241-6530
FAX	：	06-6241-6604
E-Mail	：	fa0028@city.osaka.lg.jp

第1章 募集の概要・趣旨等

1 募集の概要

本市では、令和6年度～令和8年度を計画期間とする、「第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて整備を進めていくため、令和7年度に整備着手する介護医療院の新設等について、127人分の整備事業者を募集します。

整備を希望される法人（法人を設立しようとする者を含む）におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。

2 募集の趣旨

2018（平成30）年に創設された介護医療院については、他の介護保険施設と同様、市内全域の整備目標数を定め、主として介護療養型医療施設（経過措置期間を経て令和5年度末廃止）等からの転換により、整備を図ってきました。今般、経過措置期間が終了し、新たな計画期間が始まったことに伴い、広く事業者を公募し、計画的に整備を進めます。

第2章 応募について

1 応募資格

（1）法人の条件

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第3項第1号の規定のとおり、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が定める者としします。
- ② 過去5年間に大阪市内外を問わず介護保険施設等の整備及び運営について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。
- ③ 応募時点において、法人が直近の法人監査・施設監査等において指摘を受けている場合は、指摘事項について改善報告書が提出されており改善状況が確認されていること。（身体拘束に関する指摘がある場合、その内容によっては審査しないものとするところがある。）
- ④ 納税義務者にあつては、国税及び地方税を完納していること。（法人税、消費税及び地方消費税、地方税、源泉所得税 等）
- ⑤ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 法人役員（就任予定者を含む。）に、次のア～ウに該当する者がいないこと。
 - ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者
 - イ 過去5年間に破産手続開始決定を受けた者
 - ウ 過去5年間に禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（2）施設の条件

- ① 各法人が応募する施設数は1施設に限ります。（同時に2施設以上申し込んだ場合、いずれも審査しないものとします。）
- ② 本市ではユニット型を推奨していますが、従来型での整備も可能とします。

多床室を整備する際には、家具、パーテーション、カーテン等の組合せにより、室内を区分することで、入所者同士の視線を遮断し、入所者のプライバシーを確保すること。

(居室をカーテンのみで仕切られているものは不可)

- ③ 施設整備計画については、本市の基準条例（大阪市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例）その他法令等に沿ったものであること。
- ④ 施設整備計画において、人工透析治療が必要な患者の受入れを拒まないものであること。
- ⑤ 施設整備に係る費用（建築費・設計監理費・開設準備資金等）及び施設運営（介護報酬・職員給与・光熱水費・介護材料費等）の現実的な収支見込等を具体的に策定すること。
なお、施設を地主等の他の者の費用において建築する場合は、地主等と具体的な建築費等について協議し承諾を得ていること。

（３）注意事項

- ① 提出された計画については、基本的に変更は認めません。ただし、本市の指導によるものは除きます。
- ② 整備を行うには、選定後に高齢施設課と事前協議を行い、その指示に従ってください。
- ③ 選定後の権利譲渡は認めません。
- ④ 提出書類は、本市情報公開条例の定めにより、公開する場合があります。
- ⑤ 選定法人が計画を中止または辞退する場合は、速やかにその旨を届け出て下さい。
なお、中止または辞退した法人は、中止または辞退があった時の次の公募において、選定会議に諮ったうえで評価を減点することとします。
- ⑥ 提出書類に不備や誤り等がある場合は、公募期間内に修正すること。できない場合は選定対象外とします。
- ⑦ 同一土地に対して、複数の法人からの申込みがあった場合、選定評価を行えないため、事前に応募法人に調整を求めるものとします。調整できない場合は、原則選定対象外とします。
- ⑧ 同一法人が複数の事業所を併設する場合は、選定までに併設が可能であるか、事業所を所管する部署に事業内容を確認しておくこと。

(例) 障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助（グループホーム）等

お問合せ先	電話番号	お問合せ内容
福祉局障がい者施策部運営指導課 (指定担当) (船場センタービル7号館3階)	06-6241-6520	設備基準、人員基準等に関する事
福祉局障がい者施策部障がい支援課 (大阪市役所本庁6階)	06-6208-8245	サービス内容に関する事

- ⑨ 選定後は、選定時に認められた利用定員と同数で開設認可申請及び指定申請を行って下さい。
- ⑩ 介護医療院の施設整備については、本市から補助金の交付はありません。
- ⑪ 事業所予定地については、不動産登記法に関する境界に問題がないこと、土地の所有又は使用が可能であること、その他、整備着手に支障や問題等がないことを確認すること。

- ⑫ 整備予定地において、提案に沿った施設が確実に整備できることが必要です。

(関連法令及び本市の条例、要綱、要領等により土地利用上様々な規制があるので、応募者ご自身で確認し、提案内容はこれらの法令等を遵守できるものとしてください。また、その確認は、原則、募集期間中に行ってください。)

- ※ 選定された法人が整備予定地に提案に沿った施設を整備できない場合は、次点の法人を選定します。
- ※ 土地利用に係る諸規制等については、下表を参考に、それぞれの担当課へお問合せください。
- ※ お問合せの際には、必要事項を記載した別紙 7「計画調整局への確認事項」をお問合せ先へ提示し、本件応募に係る確認であることを申し出てください。
- ※ お問合せ先の各課との打合せ後、別紙 7 に確認した内容を記入の上、公募書類提出時に併せて提出してください。
- ※ また、お問合せの結果、建築計画等と諸規制等を照らし合わせるにより、応募者自らが施設整備可能と判断した日を〔公募書類提出チェックリスト〕に記入し、ご提出ください。

お問合せ先	電話番号	お問合せ内容
計画調整局開発調整部開発誘導課 (大阪市役所本庁舎 7 階)	06-6208-9285	開発許可の可否、 大規模事前協議の可否
計画調整局建築指導部建築確認課 (大阪市役所本庁舎 3 階)	06-6208-9291	用途規制、建蔽率、容積率の制限、 高さ制限、日影規制の有無、接道

※計画調整局開発調整部開発誘導課へは事前に電話にて連絡をお願いします。

- ⑬ 土地または建物を借り受けて事業を行う場合は、借用等にかかる確約書(任意様式)の写しを提出すること。

2 募集予定定員数

・介護医療院：127人分

(併設のショートステイ定員は含まない)

※施設類型（Ⅰ型・Ⅱ型）及び整備方法（新設、増設、転換）は問いません。

3 申込受付期間

・令和6年11月18日（月）から令和6年12月27日（金）必着（期日厳守）

4 応募方法

- ① 「第4章4 問合せ先（申込み先）」あて窓口への持ち込み、又は配達日が明示された簡易書留などにより送付してください。メール等による申込みは受け付けません。
- ② 提出書類に不備や誤記等がある場合は、修正が必要である旨、連絡します。また、すでに提出した書類を修正（差し替え）する場合は、その旨記載の上、提出期限までにメールまたは配達日が明示された簡易書留などにより送付してください。募集期間内に修正が完了しない場合は選定対象外とします。
- ③ 「大阪市介護医療院運営計画書等の記載に関する注意事項」（別紙1）を確認のうえ、「令和6年度大阪市介護医療院運営計画書」（別紙2）に必要事項を記入し、添付書類と

併せて各1部ずつ送付してください。

- ④ 質問事項がある場合は、令和6年11月22日（金）までに「質問票（介護医療院）」（別紙8）に記入のうえ、同質問票に記載しているメールアドレスあてにメールにて送付してください。受付けた質問に対する回答は、福祉局ホームページ上に掲載します。公平性を期すため、来庁及び電話による問い合わせは受け付けません。

5 申込みの確認について

4の応募書類について、記載内容等を確認したうえで、申込法人あて申込み確認メールを3～4日程度で送信します。

本市からの確認メールが届かない場合はP5の担当まで電話にてお問合せください。

第3章 選定について

1 選定の評価項目・選定方法

- ① 事業計画の選定については、「令和6年度介護医療院事業者選定評価項目」に基づき、外部委員で構成する「大阪市介護保険事業者公募に係る選定会議」において応募書類を審査し、順位付けした上で、合計点の高い事業計画から順に、原則整備予定定員数を満たすまで選定します。
- ② 採点結果が同点になった場合は、整備のない区での整備計画を優先します。
- ③ ②によっても順位を決定できなければ抽選を行う場合があります。その場合は、該当する法人にメールにて連絡します。

2 選定結果

選定結果については、令和7年3月中旬（予定）に文書により「応募の申込受付結果について（以下「結果通知」という。）」を申込み法人あてに通知します。

各区の申込状況及び選定状況については、本市ホームページ上で公開します。なお、選定された法人については、ホームページで法人名及び事業所設置予定地等を公開します。

3 順位の繰り上げ等

- ・ 事前協議対象事業者が協議案件を中止した（取り下げた）場合は、次位の事業者を繰り上げて事前協議対象事業者とする場合があります。
- ・ 繰り上がった法人には速やかに通知を行います。
- ・ 繰り上げを行う期間は、令和7年4月末までとします。その期間を過ぎての繰り上げは行いません。
- ・ 応募後に「第2章 応募について」の要件を満たさないことが判明した場合は選定を行いません。
- ・ 公募選定後に第2章1(1)の事実が発生した場合も公募選定を取り消し、次順位法人を繰り上げ選定することがあります。

4 その他

「第3章2 選定結果」の結果通知で優先協議の対象となった申込事業者と、順次事前協

議を開始しますが、この事前協議には、別途提出書類が必要ですので、結果通知と併せて連絡します。

第4章 その他

1 募集のスケジュール

日 程	事 項
令和6年 11月18日（月）	申込書等の受付開始
12月27日（金）	申込書等の受付締切（必着）
令和7年 1月～3月	選定作業（必要に応じて抽選）
3月中旬	選定結果を通知
3月中旬～	選定された法人は高齢施設課と事前協議を開始

※ スケジュールは現時点での予定であり、応募法人数等により今後変更となる場合があります。

2 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

3 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

応募書類は、本市情報公開条例の定めにより、公開する場合があります。

4 問合せ先（申込み先）

住 所： 〒541-0055

大阪府中央区船場中央3-1-7-331（船場センタービル7号館3階）

担 当： 大阪府福祉局高齢者施策部高齢施設課（河上、瀧川）

電 話： 06-6241-6530

FAX： 06-6241-6604

E-Mail： fa0028@city.osaka.lg.jp

令和6年度介護医療院事業者選定評価項目

評 価 項 目		内 容
事業計画		
	法人の運営理念	運営理念は適正であるか
	法人の強み、独自性	法人としての強みや独自性等はあるか
	収支決算の状況	安定的な事業運営を行える税務状況・資金計画であるか
	施設整備計画の妥当性	施設整備計画は適正であるか
	災害に強い施設づくりへの対応・安全対策	災害時の入居者の安全確保や防災対応、その他利用者の安全に関する取り組みを評価
	医療・介護ニーズへの対応	重度化防止、感染症予防に対する対策、透析などの特別なニーズへの対応、ターミナルケアや看取りに関する考え方等を評価
	法人としてのコンプライアンス体制・権利擁護・虐待防止	コンプライアンスについての取り組みや体制、実績等について評価 実績等について評価 利用者の権利擁護・虐待防止の体制を評価
	職員の処遇確保・研修計画	職員の処遇確保・研修計画に関する考え方は適正であるか
整備法人の状況		
	大阪市内での活動実績	法人の大阪市内での活動実績を評価
	法人実地指導等の状況	平成31年4月1日以降、実地指導等において指摘を受けていないか。虐待事案に関する指導を受けていないか
	療養室の形状	ユニット型個室、多床室等を評価
	サービスの質の確保	利用者等の意見を運営に反映する仕組み及び重度化防止等の対策や透析等特別ニーズに対応できる体制を評価
	併設事業の状況	みなし指定及びそれ以外の事業実施の有無
	人員の体制	サービス向上のための人員の体制を評価 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)
計画地（施設立地）		
	計画地の区の整備状況	計画地の区の整備状況を評価（P. 7 参照）
評価の減点（該当法人のみ）		
	計画中止又は辞退	過去の計画の中止又は辞退の有無

(参考) 介護医療院区別整備状況 (令和6年11月1日現在)

区 名		整備数	
		箇所数	入所定員 (人)
1	福島区	1	28
2	東住吉区	1	42
3	西区	2	50
4	天王寺区	1	53
計		5	173